

令和5年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査結果について

社会福祉法等の規定に基づき令和5年度に実施した県所管の社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 実施状況

区 分		法人・施設数 (A)	実施数 (B)	(%) 実施率 (B/A=C)	(%) 元年度実施率 (D)	(%) 実施率対元年度比 (C/D)	
社会福祉法人		89	37	41.6	37.6	110.6	
社会福祉施設	老人福祉施設	119	49	41.2	52.1	79.1	
	障害者支援施設	20	6	30.0	45.0	66.7	
	生活保護施設	6	2	33.3	66.7	49.9	
	児童福祉施設	障害児施設	14	14	100.0	100.0	100.0
		保育所等※	199	199	100.0	100.0	100.0
		その他※	8	8	100.0	100.0	100.0
	児童計	221	221	100.0	100.0	100.0	
	社会福祉住居施設	2	2	100.0	—	—	
計	368	280	76.1	81.1	93.8		

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、児童館
 ※その他：児童養護施設、児童家庭支援センター

2 文書による指摘状況等

区 分		指摘法人・施設数 (E)	(%) 指摘率 (E/B)	指摘件数 (F)	改善済数 (G)	(%) 改善率 (G/F)	
社会福祉法人		19	51.4	51	42	82.4	
社会福祉施設	老人福祉施設	12	24.5	16	16	100.0	
	障害者支援施設	1	16.7	3	3	100.0	
	生活保護施設	1	50.0	3	3	100.0	
	児童福祉施設	障害児施設	2	14.3	2	2	100.0
		保育所等	18	9.0	26	23	88.5
		その他	2	25.0	4	4	100.0
	児童計	22	10.0	32	29	90.6	
	社会福祉住居施設	0	0.0	0	0	—	
計	36	12.9	54	51	94.4		

<参考> 県所管の社会福祉法人及び社会福祉施設

- ・法人：国、指定都市、中核市、その他の市（全市）所管の法人以外
- ・施設：国、指定都市、中核市、県から権限を移譲している市（高梁市、新見市、真庭市）所管の施設以外

3 指摘の主な内容及び件数等

区 分	主 な 内 容	指摘件数 (①)	改善済数 (②)	(%) 改善率 (②/①)		
社会福祉法人	① 会計処理等が不適切	10	9	90.0		
	② 定款記載内容の不備	7	3	42.9		
	③ 評議員会の招集方法等が不適切	6	6	100.0		
	④ 評議員・役員の選任手続等が不適切	4	4	100.0		
	⑤ 登記手続が不適切	4	4	100.0		
	⑥ 理事長の職務執行状況が未報告	3	3	100.0		
	⑦ 評議員の評議員会欠席、役員の理事会欠席	3	3	100.0		
	⑧ その他	14	10	71.4		
社会福祉法人 計		51	42	82.4		
社会福祉施設	老人福祉施設	① 補正予算が未編成等	4	4	100.0	
		② 会計処理等が不適切	3	3	100.0	
		③ その他	9	9	100.0	
		小 計	16	16	100.0	
	障害者支援施設	① 身体的拘束等適正化の取組が不十分	3	3	100.0	
		小 計	3	3	100.0	
	生活保護施設	① 避難訓練等の実施状況が不十分	1	1	100.0	
		② 建物、設備の維持管理状況が不十分	1	1	100.0	
		③ 届出事項が未提出	1	1	100.0	
		小 計	3	3	100.0	
	児童福祉施設	障害児施設	① 会計処理等が不適切	1	1	100.0
			② 施設・設備の基準に不適合	1	1	100.0
			小 計	2	2	100.0
		保育所等	① 会計処理等が不適切	9	7	77.8
			② 届出事項が未提出	2	2	100.0
			③ 施設・設備の基準に不適合	2	1	50.0
			④ 表簿の備付けが不十分	2	2	100.0
			⑤ 運営規程記載事項の不備	2	2	100.0
			⑥ その他	9	9	100.0
		小 計	26	23	88.5	
その他		① 会計処理等が不適切	3	3	100.0	
		② 消防計画が不適切	1	1	100.0	
		小 計	4	4	100.0	
児童福祉施設 計		32	29	90.6		
社会福祉住居施設	—	0	0	—		
	小 計	0	0	—		
社会福祉施設 計		54	51	94.4		